

発議第3号

千葉市議会委員会条例の一部改正について

千葉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月26日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 中島 賢治

千葉県条例第 号

千葉県議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉県議会委員会条例（昭和31年千葉県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条 <u>(常任委員の任期)</u> 第3項の例による。</p> <p>(会議定足数)</p> <p>第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条 <u>(委員長及び委員の除斥)</u> の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い<u>ないで委員会に<u>はか</u>つて決める。</u></p> <p>(委員会の議事整理及び秩序保持)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終る</u> まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で</u> 申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条 第3項の例による。</p> <p>(会議定足数)</p> <p>第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条 の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い<u>ないで委員会に<u>諮</u>って決める。</u></p> <p>(委員会の議事整理及び秩序保持)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終わる</u> まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u> 申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p>

<p>2・3 [略]</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で参加する公述人については適用しない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 前2項の記録は、議長が保管する。</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 参考人については、第25条から第27条までの</p> <p>規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>2 前項 の記録は、議長が保管する。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



議 案 説 明

委員会が特に許可した場合に、オンラインによる方法で公聴会に参加する公述人が、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができるようにするほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。